

【イギリス】2023年エネルギー法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2023年10月、イギリスでは、エネルギーネットワークのレジリエンス（回復力）等の向上、消費者の負担する光熱費の抑制、脱炭素化の推進を目的とする法律が制定された。

1 制定の目的等

イギリスでは、2023年10月26日、2023年エネルギー法¹（以下「2023年法」）が制定された。2023年法の説明資料によれば、①エネルギーネットワークのレジリエンス（回復力）と信頼性の向上、②不当な価格設定から消費者を保護し、消費者の負担する光熱費を抑制すること、③2050年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で少なくとも100%削減するという目標²の実現を支援することが制定の目的である³。これらの目的は相互に関連しながら、3で述べるような具体的な政策により実現が図られている。

2 2023年法の構成

2023年法は、全15部335か条附則22編から成る。本則の構成は、第1部「二酸化炭素の輸送及び貯留に関する認可」（第1条～第55条）、第2部「二酸化炭素の回収、貯留等及び水素の製造、輸送及び貯蔵」（第56条～第129条）、第3部「水素パイプライン計画の認可」（第130条～第142条）、第4部「新技術」（第143条～第160条）、第5部「独立系統運用及び計画機関 [Independent System Operator and Planner: ISOP]」（第161条～第181条）、第6部「ガス及び電力産業規則のガバナンス」（第182条～第201条）、第7部「市場改革及び消費者保護」（第202条～第215条）、第8部「熱供給ネットワーク [Heat Networks]」（第216条～第237条）、第9部「エネルギースマート器具及び負荷制御」（第238条～第249条）、第10部「建築物のエネルギー性能」（第250条～第253条）、第11部「エネルギー節約機会スキーム [Energy Savings Opportunity Schemes: ESOS]」（第254条～第266条）、第12部「基幹燃料部門のレジリエンス」（第267条～第289条）、第13部「海洋風力発電、石油及びガス [田]」（第290条～第301条）、第14部「民間原子力部門」（第302条～第329条）、第15部「一般規定」（第330条～第335条）となっている。第15部は、2023年法の適用範囲及び施行期日等について定めている。施行期日は、制定と同日又は制定日から2か月後等とされた規定を除き、主務大臣の定める規則⁴に委ねられている。

3 2023年法の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2024年3月12日、[]は筆者による補記である。

¹ Energy Act 2023 c.52. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/52/contents>>

² この目標は、2008年気候変動法（Climate Change Act 2008 c.27.）<<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/27/contents>> 第1条に規定されている。

³ “Energy Act 2023: Explanatory Notes,” p.13. Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/52/pdfs/ukpgaen_20230052_en.pdf> なお、本稿3の記述も、本説明資料に基づく。

⁴ 本稿執筆時点までに制定された規則として、The Energy Act 2023 (Commencement No.1) Regulations 2024 No.32. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2024/32/contents>> がある。

(1) 脱炭素化技術の推進（第 1 部～第 4 部）

第 1 部では、ガス・電力市場局（Office of Gas and Electricity Markets）が二酸化炭素（以下「CO₂」）輸送・貯留の経済的規制機関として機能するための義務と機能のほか、CO₂輸送・貯留活動の認可の枠組みが定められている。第 2 部は、CO₂の回収・貯留、低炭素水素（low carbon hydrogen、再生可能エネルギー等を利用して製造した水素）の製造、水素の輸送・貯蔵の確立を支援する目的で財政支援を行うための支出権限を導入するなどしている。第 3 部は、所定の水素パイプライン計画の資金調達等に関する規定である。第 4 部は、建築物内部の暖房等に使用するガスを水素に転換する実験の推進等について定める。

(2) 脱炭素化の推進と消費者保護（第 5 部～第 11 部）

第 5 部は、電力・ガス供給部門において、電力・ガスネットワークの開発計画及び送電ネットワークの運用に責任を持つとともに、よりオープンで柔軟かつ効率的なネットワークの推進を支援する機関（ISOP）の設置を定めている。第 6 部は、エネルギー規則（energy codes）の新たな管理枠組みを設けている。エネルギー規則とは、製造から小売までをカバーする、電力・ガスネットワークの詳細な技術、運用、販売に関する規則である。第 7 部は、新たな入札手続を通じ、陸上電力ネットワークの競争を促進して、より効率的なネットワークを実現し、光熱費の抑制を支援するといった内容を含んでいる。第 8 部は、熱供給ネットワーク市場の成長を推進するとともに、同ネットワークの消費者が、他のエネルギー消費者と同レベルの保護を受けられるようにするものである。熱供給ネットワークとは、温水を運ぶ地下パイプのネットワークを介して、中央の熱源から消費者に熱を供給するもの⁵で、暖房を脱炭素化する最も費用対効果の高い方法の一つとされる。第 9 部は、電気暖房器具や電気自動車のスマート充電ポイントについて、電力消費を調整する機能を義務付けることなどを定めている。第 10 部は、主務大臣等に、既存の建築物のエネルギー性能（Energy Performance of Buildings）制度を見直す権限を与える。第 11 部は、エネルギー節約機会スキーム（ESOS）に関して規定している。同スキームは、対象となる企業に、その建築物、産業プロセス及び輸送で使用したエネルギーについて、4 年ごとに監査を義務付ける制度である⁶。同スキームの根拠となっている 2014 年エネルギー節約機会スキーム規則⁷は、元来、EU エネルギー効率指令⁸第 8 条を実施するものであるが、2023 年法は、改めてイギリス固有の目的に合致するよう、同規則を見直す権限を主務大臣に与えている。

(3) エネルギーネットワークの安全性・レジリエンス（第 12 部～第 14 部）

第 12 部は、イギリスの基幹燃料供給ネットワークのレジリエンスを確保するための措置である。基幹燃料とは、原油由来の燃料又は再生可能な輸送燃料を指す。第 13 部は、海洋風力発電、海洋油田・ガス田に関わる環境規制等についての措置である。第 14 部は、放射性廃棄物に係る海洋地層処分施設の認可に関する規定など、イギリスが責任ある原子力国家（responsible nuclear state）であることを保障するための措置とされている。

⁵ “What is a heat network?,” 29 March 2018. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/what-is-a-heat-network>>

⁶ “Energy Savings Opportunity Scheme (ESOS),” 21 September 2023. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/energy-savings-opportunity-scheme-esos>>

⁷ The Energy Savings Opportunity Scheme Regulations 2014 No.1643. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2014/1643/contents/made>>

⁸ Directive 2012/27/EU OJ L 315/1. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2012/27/oj>>